

ちよさくけん

著作権って、なんですか？

守ろう！みんなの著作権

制作：すぎなみ戦略的アートプロジェクト

監修：吉村祐一（弁護士）

ピクトグラム：上丸健

出典・参考：文化庁公式ホームページ／著作権

本編は小中学生の創作におけるコンプライアンス向上を目的に、2023年3月現在の法令をもとに制作したものです。

難解な専門用語、詳細等は割愛しています。ご了承ください。

ある日、サイフを拾いました。どうしますか？

交番に
とどけます！



ぎむ
義務

拾った人は、その拾った物を速やかに落とし主か、警察署・交番・駐在所に差し出さなければなりません。

関連法規：遺失物法第4条

ありがとう！
お礼です。



けんり
権利

落とし物を7日以内に交番に届けると落とし主からは報労金として5%から20%を受取ることができます。また落とし主が現れなかった場合は、拾ったものがあなたのものになります。

関連法規：遺失物法第28条、同法第34条、民法第240条



**あなたが考えて作り出した作品が守られる「権利」、
あなたが他人の作品を害しない「義務」を知ることができる、
これらを定めた法律、それが日本の「著作権法」です。**

著作権をかんたんについて・・・

考えるだけ
ではダメ



形にした作品、
あなたの個性を
活かした作品

みなさんが、自分で考えた絵や文章をかくなどして表現した作品（著作物）に発生するのが著作権です。

この権利は子どもでも、しろうとでも持つことができます。

届け出る必要はありません。

守ろう！みんなの著作権

例えば、人気の映画が勝手（違法）にアップロードされ誰でも無料で見られるようになると、映画をつくった人や会社は収入が減ってしまい、作るのにかけたお金も回収できず、制作環境が悪化します。その結果私たちは、良い映画を観ることができなくなるかもしれません。

他人の写真、絵、文章、音楽などをかってに公開したり、自分の作品に取り入れて発表してはいけません。

新聞、雑誌、マンガ、映画などの出版物から勝手に複写して自分の作品に取り入れて発表してはいけません。

あなたの著作権も守られます

あなたが考えて作った絵、文、音楽などは、将来あなたが死亡しても死後70年間、他の人は原則使えないように法律で守られます。

あなたが作りだした作品でも、個性のないもの（誰がつくっても同じものになる）は著作物として認められません。

自分の著作物として認められるよう、作りだした作品は制作日など記録をしましょう。

いろいろな例外・役立つ特例

著作権は、だめなことばかりでなく知っていれば、
上手に活用できることもあります。

死後70年たった作家の作品※1は著作権保護期間が終了し原則として自作に取り入れることができます。

公開後70年たった発行物※2は、著作権保護期間が終了し権利がなくなるため原則として自作に取り入れることができます。

学校の授業や家庭内では、著作権保護期間でも他者の著作物（映画をのぞく）を利用することができます。※3

※1 作家の作品:「実名の著作物」の場合に該当します。

※2 発行物:「無名(実名ではない)の著作物」、「団体名義の著作物」、「映画の著作物」の場合に該当します。

※3 私的使用のための複製(30条)や教育機関における複製等(35条)に該当する範囲を指しています。

2018年12月29日時点で没後50年を経過している作家、発行してから50年たっている発行物も保護期間が終了しています。

保護期間の年数は国によって異なりますが、70年としている国もあります、米国は内容によって95年のものもあります。

「ライセンスフリー」は自由に使える？

「著作権自由」、「自由に使える音楽」などとしてインターネット上には、音楽や画像データを提供サービスがありますが、本当に無料で自由に使えるのでしょうか。

無料でも事前申請が必要な場合、提供者名を作品内に記載するなどの条件がある場合があります。

使用料をはらって借りた音楽を使った動画でも、届け出をしないとネットで発見されて警告されることがあります。

無料でも利用制限があり、使い方によっては有料になる場合があります。

クイズ

著作権違反・著作権が認められないのはどれ？



「モナリザ」をまねして描いた絵は著作権違反？



「へのへのもへじ」や絵描き歌など唄にそって描いた絵に著作権はある？



新聞や雑誌を切り抜いて組み合わせたコラージュ作品は著作権違反？



「モナリザ」は、すでに著作権保護期間外のため、まねして描いても著作権侵害にはなりません。

しかし、ただそっくりに描いた場合は、新たな著作物として認められない場合があります。



へのへのもへじ、絵描き歌など唄の通り描いた絵には原則作者の意思がなく個性もないため、著作物とはいえ著作権はありません。しかし作者ならではの手法、アレンジをしたものであれば著作物として認められる場合があります。



新聞や雑誌を切り抜いて組み合わせたコラージュ作品では、元とした印刷物の著作権保護期間内かどうかを確認してから使用しましょう。

かんたん著作権まとめ

出版（公開）から70年、作者の死後から70年たっていない音楽、画、文章、出版物などをかってに使用してはいけません。

※70年の計算方法:死亡・公表した年の「翌年の1月1日」から起算します(57条)

※日本国内のみ1968年以前のみは著作権保護期間が終了しています。

友だちや家族が創作したものにも著作権があります。

かってに使わないようにしましょう。

もっとくわしく知りたい著作権のこと

イラストレーター、漫画家、アニメーター、作家、詩人、ミュージシャン、Youtuberなど、創作活動をしたい人は、著作権をよく知っておくことが大切です。



■公益社団法人著作権情報センター CRIC

<https://www.cric.or.jp/>

専用電話: 03-5333-0393 (10:00~12:00, 13:00~16:00)

■文化庁ホームページ

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/index.html>